競争入札参加資格〔物品関係〕の登録申請に関してよくある質問（Ｑ＆Ａ）

１　申請方法について

（１）押印が必要な書類はありますか。

ありません。申請書、添付書類ともに押印不要です。
※令和５年８月の定期申請より、申請書類の押印を廃止しました。

（２）原本が必要な添付書類はありますか。

ありません。すべての添付書類で写しの提出を認めています。
ただし、数字や文字の潰れなど、不鮮明な資料は再度提出いただきますのでご注意ください。
※令和５年８月の定期申請より、申請書類は写しの提出を認めることとしました。

（３）申請は持参または郵送で提出できますか。

申請は、電子申請サービスを利用いただくこととしております。
通信障害やネット環境が無いなどサービス利用が困難な場合は、物品管理課までお問い合わせください。

（４）電子申請サービスの操作方法がわかりません。

具体的なシステム操作については、コールセンターにお問い合わせください。
【システム操作に関する】お問合わせコールセンター
●固定電話コールセンター
TEL：0120-464-119（フリーダイヤル）（平日　9:00～17:00　年末年始除く）
●携帯電話コールセンター
TEL：0570-041-001（有料）（平日　9:00～17:00　年末年始除く）

（５）電子申請サービスは、利用者登録をする必要がありますか。

初めて利用される方は、利用者登録が必要です。
登録後付与されたID/パスワードで、あらためて電子申請サービスにログインし、申請手続を行ってください。
過去に利用履歴があり登録されている場合、保持しているID/パスワードで申請が可能です。

（６）電子申請サービスを利用する際に必要なメールアドレスは、申請者以外の代理のものでもいいですか。

電子申請サービスの利用者として登録するメールアドレスは、代理申請を行う行政書士事務所等のものでも可能です。

※代理申請者（行政書士）の利用者登録の「利用者区分」において、電子申請システム上は「法人」を選択してください。

（７）旧字体など使用できない文字がある場合はどのようにすればいいですか。

申請書には新字体で入力し、添付書類として旧字体である旨のメモを添付してください（名簿登録の際、可能な限り旧字体で登録します。）。

（８）本社（店）とは別に沖縄支社にも登録番号はありますか。

令和５年度の定期申請から、支社（営業所等）には登録番号を付与しません。

名簿に支社（営業所等）の情報は掲載されますが、登録番号は本社(店)のみとなります。

（９）本社は沖縄県外ですが、沖縄支社のみを登録することはできますか。

できません。本社(店)の代表者が、本社とともに支社（営業所等）も申請してください。

なお、名簿に支社等の掲載ができるのは、沖縄県知事との直接の契約相手になれる（入札参加、契約書に支社長等の記名・押印が可能）場合のみです。

仮に、契約締結権までは本社(店)から権限委任されていないのであれば、掲載できません。

２　入札参加資格等について

（１）資格は最短でいつから取得できますか。

令和５年11月以降の随時申請については、登録は月に１回のみ行っており（毎月20日〆切：20日が閉庁日の場合は翌開庁日。）、月末までに審査完了した分を翌月５日頃に登録しております。月末までに書類の不備等に対応がされなかった場合は、翌々月以降の登録となります。

（２）この入札参加資格は、沖縄県内の各市町村でも有効ですか。

有効ではありません。

この参加資格は、沖縄県庁で執行される入札に関する資格です。市町村の入札参加資格は、それぞれの市町村へお問い合わせください。

３　申請書類記載方法、添付書類等について

（１）製造・販売等実績にリースも含めていいですか。

物品の製造・販売等に係る実績のみご記入ください。

※物品の製造・販売等の実績が抽出し難い場合は、売上額を円単位で記載してください。

（２）決算書類が、申請に間に合わないのですが。

その場合、最も直近の事業年度分に係る貸借対照表等を提出してください。

第１号様式（その３）の入力も、提出する決算書類の内容にしてください。

（３）製造・販売等実績は、決算時期が１事業年度に１回の場合はどう記入しますか。

第１号様式（その３）の製造・販売等実績は、決算が１事業年度１回の場合は「直前々年度分決算」、「直前年度分決算」の左右欄のうち右欄（※印欄）のみに円単位で記載してください。

（４）製造・販売のどちらも事業を行っています。
主たる事業の種類はどう選択しますか。

第１号様式（その２）の主な営業品目（第１営業品目）が、製造・販売等のどちらを主として取り扱っているかで判断し、一つだけ選択してください。

（５）印刷業者で設備等を所有していないが、申請は可能でしょうか。

原則、申請できません。ただし、他者と共同で使用・管理する設備等があり、主要な印刷工程を請け負う体制がある場合は申請することができます。

（６）添付する設備等の台帳や写真について、気をつけることはありますか。

資産額等が分かる資料（台帳等、写真）は、事業者の所有する設備等の全てを提出

する必要はなく、取扱品の製造工程で主要な設備（主なもの３～４設備）等に限定して構いません。写真については、どの設備等か分かるように、写真の下にそれぞれ記載をお願いします。（「１－① カラースキャナ」、「２－④ 断裁機」など）

（７）個人事業の開業・廃業等届出書の控えを持っていません（紛失等）。

物品管理課までお問い合わせください。

（８）社会保険等加入状況報告書（第３号様式）を提出する必要性は何ですか。

「沖縄県の契約に関する条例」（H30.4施行）の基本理念に基づき、就労者の労働環境の整備を促進するためです。

（９）適用除外等で社会保険等に加入していない場合は、提出しなくてもいいですか。

保険の加入義務の有無に関わらず、**第３号様式は**必ず提出してください。
※適用除外等の場合は、理由を記載してください。その際、添付資料は不要です。

４　その他

（１）変更届を提出しましたが、審査結果通知書が届きません。どうしてでしょうか。

審査結果通知書は、随時申請の場合に発行し、変更届けの場合は発行されません。
代表者、所在地、連絡先等の名簿記載事項の変更の場合は、物品管理課ホームページに掲載された変更後の「競争入札参加資格者名簿〔物品関係〕」で、ご確認ください。

（２）納税・社会保険等の支払いが困難となっている場合、どのような書類を提出すればよいですか。

支払いが猶予となっていることが確認できる証明書を提出して下さい。
これ以外の理由で未納がある場合は、納付後に申請してください。

【国税庁】納期限までに納付することが困難な方へ
→ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a03
【厚生労働省】社会保険料の猶予について
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html